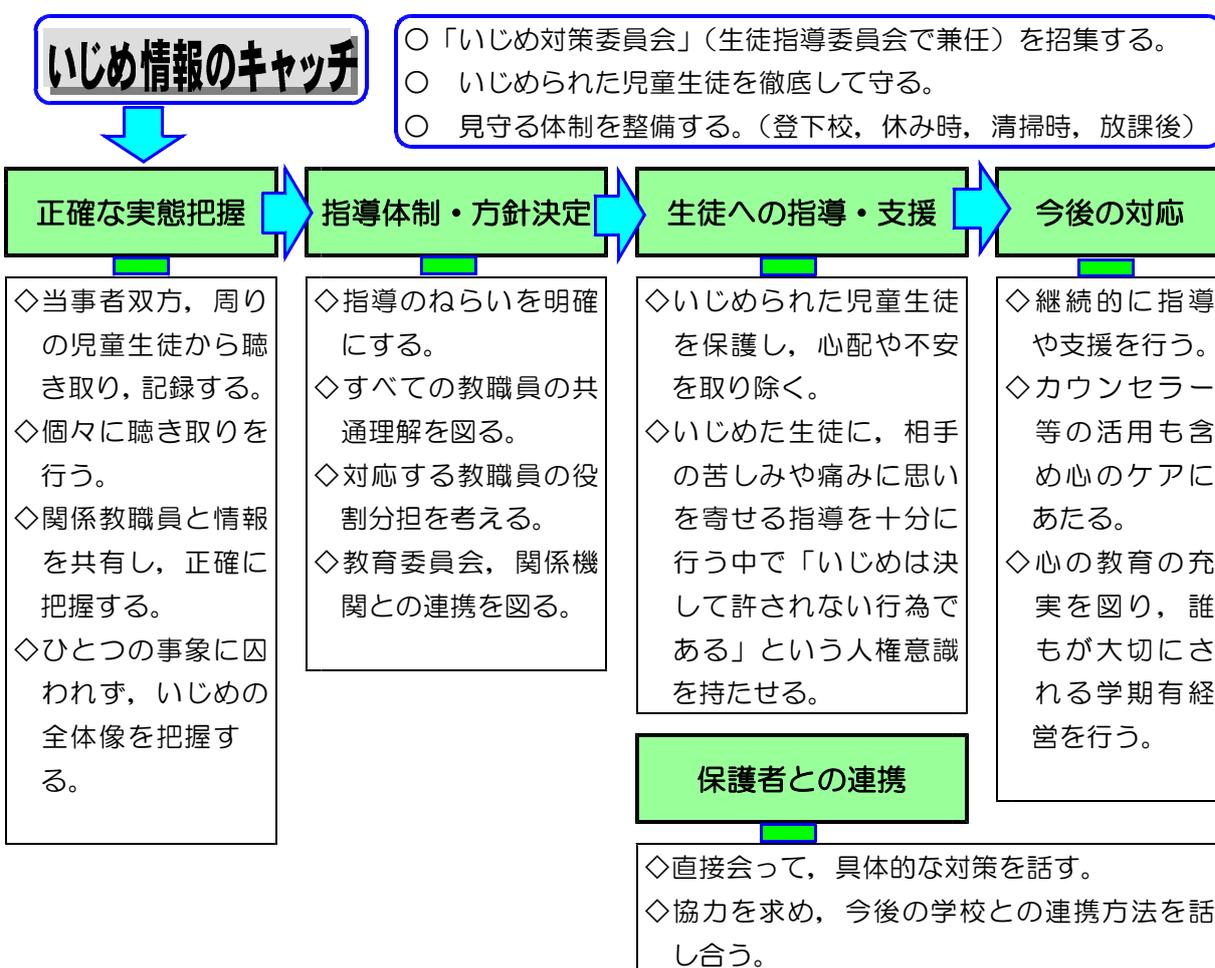


〔IV〕 いじめ問題の早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、小中学部及び学校全体で組織的に対応することが重要です。

また、いじめの再発を防止する為、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時で、いじめを止めると共に、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければなりません。併せて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主任（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告します。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないように、場所・時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要です。

状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校・休み時間・清掃時間・放課後等に於いても教職員の目の届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認に於いては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取ると共に、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。

短時間で正確な事実確認を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ →→→→→ 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで 起こったのか？ →→→→→ 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？ →→→ 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ →→→→→→→→→→ 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ →→→→→→→→→ 【期間】

要注意

生徒の個人情報
は、その取扱に
十分注意する。

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童生徒に対して

～ 児童生徒に対して ～

- ◇ 事実確認と共に、まず、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ◇ 最後まで必ず守り抜くこと、秘密を守ることを伝えます。
- ◇ 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ◇ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

～ 保護者に対して ～

- ◇ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えます。

- ◇ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ◇ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ◇ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ◇ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝えます。

いじめを訴えた保護者から不信感を持たれた教職員の言葉	<ul style="list-style-type: none"> ◆ お子さんにも悪いところがあるようです。 ◆ 家庭での甘やかしが問題です。 ◆ クラスにいじめはありません。 ◆ どこかに相談に行かれてはとうですか。
----------------------------	---

② いじめた児童生徒に対して

～ 児童生徒に対して ～

- ◇ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向け指導します。
- ◇ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

～ 保護者に対して ～

- ◇ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ◇ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ◇ 児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いじめられる理由があるのだろう。 ◆ 学校がきちんと指導していれば・・・。 ◆ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
-------------------------	--

③ 周りの児童生徒たちに対して

- ◇ 当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ◇ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体へ示します。
- ◇ 囁し立てたり、見て見ぬ振りをする行為も、「いじめを肯定」していることを理解させる。

- ◇ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ◇ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④ 継続した指導

- ◇ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行います。
- ◇ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努めます。
- ◇ いじめられた児童生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させます。
- ◇ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ◇ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化します。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。

